

令和4年度 第5回江津市農業委員会総会

日時：令和4年8月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原 温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、河村博幸
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。相変わらず島根県下では、コロナウイルス感染者が連

日 1,000 人越え、江津市も 30 人くらいということで、なかなかコロナ情勢が落ち着かない中、暑い時期にもかかわらず皆さんには農地利用状況調査を進めていただいている状況となっております。くれぐれもコロナ感染症対策及び熱中症対策を併せて行い、気を付けて作業をしていただきたいと思います。また、先日新しく市長が誕生し、今私ども農業委員会としても昨今の江津市における農業を取り巻く諸問題等について、市長の時間を取っていただいて、要望とまではいきませんが、課題提示して情報共有をしていきたいと考えておりまして、今事務局とも調整をしていこうと進めている所です。皆さんからも、何かの問題を提案していきたいということがございましたら、私あるいは事務局の方に話をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今より、令和 4 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、野田推進委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解を頂きましたので、6 番 和田委員、7 番 大村委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

会 長 日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出です。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん持分 1/3、●●●県●●●市●●●町●●●丁目●●●-●●●、●●●●さん持分 1/3、●●●県●●●市●●●町●●●丁目●●●-●●●、●●●●さん持分 1/3、●●●県●●●郡●●●町●●●-●●●です。賃借人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。合意解約でございまして、解約届出日が令和 4 年 8 月 1 日、解約

成立日は令和4年7月25日で、土地引渡時期は令和4年8月31日となっております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 桜江町小田 》

会 長 　次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。農地の所在は桜江町小田●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、桜江町小田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。申請事由としましては、隣接している空き家を購入することに併せて農地を取得し耕作するというごさいです。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 　それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3番委員 　はい、説明をいたします。位置図は1ページをご覧ください。申請地の隣に●●●さんという家がありますが、この家の周りの土地になります。譲渡人が●●●●さんとなっていますが、●●●●さんの娘さんの名義になっています。譲受人の●●●●さんは、国土交通省の江の川治水対策によって集落住民の少ない地区から立退きで、三江線沿線の江の川の●●●の地区から小田へ引越されるということになります。この家は、主要地方道桜江金城線の路線用地の真中であって、移転で道路の沿線に移築されたた家屋です。現在は空き家になった状態です。周りの土地を空き家と活用するというごさいです。申請が出たものがあります。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第4条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。申請人は●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的としましては、駐車場用地でございます。工期は、許可の日から令和4年12月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は2ページをご覧ください。左上から右下に県道皆井田江津線が走っています。また、都野津駅前から江津高校の方面へ道なりに進むと、位置図の上の部分から右下に通っている都野津から跡市へ行く市道となります。県道皆井田江津線●●●を直進し、図面中央部分を●●●しまして、市道と県道が接続している部分があり、●●●に行きますと申請地がございます。ここは、耕作された形跡はありません。周りは民家が建っており隣接は駐車場になっていまして、その続き地も駐車場にしたいということです。周辺に耕作地が無いため問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 桜江町小田 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は駐車場でございます。転用理由としましては、先ほど 3 条申請でもありましたとおり、空き家を購入するにあたり隣接の申請地を駐車場として利用することです。対価は 10a あたり●●●千円で、工期は許可の日から令和 5 年 3 月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番委員 はい、説明します。これは、先ほどの 3 条申請の続きのようなものですが、昔の●●●●さんの空き家が道路の真中にあり、移築したために当時の宅地連接の農地が道路に分断されて現在の離れた農地となっております。現在の家屋の隣接は農地として活用し、やや離れたこの申請地を駐車場にするということがあります。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は2番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は宅地拡張でございます。転用理由としましては、申請地を譲り受けて庭園として利用することです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年2月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は3ページをご覧ください。国道9号線から県道下府江津線へ入って、約●●●mの所に申請地があります。●●●●さんの倉庫の隣になりまして、その状況ですが、周辺の3方はブロックで仕切られていました。現在は耕作はされず草は伸び放題でした。周りとの問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することにご賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 番号は3番です。農地の所在は敬川町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん持分1/3、●●●県●●●市●●●丁目●●●番●●●号。●●●●さん持分1/3、●●●都●●●区●●●丁目●●●番●●●号。●●●●さん持分1/3、●●●市早良●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●都●●●市●●●町●●●丁目●●●番●●●号です。転用目的は個人住宅拡張でございます。状況としましては、父親が所有し居住する宅地に隣接する申請土地を買い受けて、住宅敷地を拡張したいということです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年5月31日となっております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図は4ページをご覧ください。左側に県道下府江津線が走っていきまして、●●●という橋が中ほどにあります。この先を●●●方面に●●●mくらい直進し、三差路を●●●して、●●●mのところ●●●さんの家があります。聞き取り調査をしたところ、譲受人の●●●●さんは娘さんで、申請地を購入して住宅を拡張したいということです。状況ですが、四方はブロックで仕切られていきまして、中で家庭菜園の農作物を耕作しておられました。里芋とかサツマイモが植えられておりました。以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　それでは4番です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん持分3/6、●●●市●●●町●●●番地、●●●●さん持分3/6、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的としましては、住宅・作業場ということです。転用理由としましては、隣接地に家屋がありまして、その隣に作業場を必要としたためということでございます。ただ、これは昭和59年に既に作業場を建築しておりまして、始末書が添付されております。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会長　それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は5ページをご覧ください。位置図の右側、縦に塩田川が流れていますけれど、その上流になると思いますが、ずっと下に行くとJR山陰本線それから国道9号線になります。また、上側の道路、この名称は分かりませんが、海岸通りの港湾道路があります。その上は日本海になります。ここはいわゆる塩田地区と言われている地域になります。海岸通りを右側に行きますと、旧江の川ドライブイン付近の国道9号線に接続します。左側へ行きますと永井運送やわかめ食品付近の国道9号線に接続します。中央の下の方に市道沿いに大歳神社がありまして、その道路を直進すると隣の嘉戸地区に繋がるという位置になっています。現地の渡津町●●●番となっている所は、国道9号線とJR山陰線の塩田踏切から約●●●から●●●mくらいの位置にありまして、●●●番地となっている●●●●さんの住居があり、手前の●●●番が、今回の譲受人の●●●●さんの申請地となっています。進入路は左側に●●●と記載のある●●●から入ると●●●mくらいで近かったです。申請地はご覧のように昔からの街並みでして、狭い道路を挟んで住宅が密集をしています。今回、登記簿現況とも畑となっていますけれども、実際はずいぶん前から建物が建っているということのようです。先日、●●●●さんから内容について伺いました。居宅と作業場ということでありましたが、25年くらい前にご主人が亡くなられるまで趣味の絵を描くためのアトリエということでした。申請地は明治時代の頃から宅地として認識して使っていたようです。今年になって、不動産業者を通じて売買をすることになり、●●●書士さんに依頼をして、このたびの申請になったということでした。申請人の●●●●さんから、25年前に亡くなった配偶者が許可を受けなけれ

ばいけないことも知らないで違反していたため、夫に代わって深くお詫びをしますという始末書が提出されています。以上のことから、40年近く前から現在の状態が続いていることであり、周辺は住宅地であり排水路等も管理しているということで、被害等も考えにくいと思います。したがって、転用については、問題は無いかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神主 》

会 長 　次に日程第6、議案第4号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員並びに仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案第4号、非農地証明交付申請についてです。番号は1番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。非農地事由としましては、申請地は昭和52年月日不詳より耕作しておらず、原野化しているため現況に合わせて地目変更を行うということでの申請でございます。以上です。

会 長 　それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 　位置図は6ページをご覧ください。8月16日の午後に仲津委員と一緒に確認をいたしました。申請地は●●●があった●●●の裏手の境界の所です。現在は●●●の●●●になっておりますが、その建物の方から見ると山林化しているように見えます。それから更に右側へ道路を迂回して、●●●さんという家がある高台からも確認しました。この写真のとおり、雑種地よりも更に

山林化しているような状況で、農地としての復元は難しく、非農地証明をしてもおかしくないのではないかと思います。以上です。

会 長 それでは、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

仲津推進委員 先ほど、深野委員から説明がありましたように8月16日、午後13時に合流いたしまして、現地の確認に行きました。最初、今の●●●のグラウンドから見まして、森林化しているなと感じました。今度は迂回をしまして、●●●さんの家の軒先の方から見て、写真は●●●さんの所から見た写真ではないかと思いますが、前後森林化しています。これは非農地になるのではと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明とお二人からの調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに決しました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第4号「非農地証明の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは2番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は登記簿が畑で現況が車庫、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番●●●号です。非農地事由としましては、申請地は昭和年月日不詳から車庫用地として使用しており、現在に至っているということでございます。申請書に始末書等は付いていませんでしたが、申請にあたってその顛末を記してあり、当時から車庫として使っていたということを詳細に記載しております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は7ページをご覧ください。写真もございます。右側の上の方から、

江津高校前から跡市方面へ向かう市道で、●●●の手前の●●●を●●●して道なりに●●●地区方面へ●●●mくらい進むと三角形の申請地がございます。非農地証明②の写真が分かりやすく写っていますが、建物が建った駐車場でかなり長い時間経過が見受けられます。この状態でずっと使われていると思いますので、非農地証明でもやむを得ないかと思えます。以上です。

会 長 それでは、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

仲津推進委員 16日に深野委員と現地を確認いたしました。写真でご覧のように、これは●●●の方から写したものだと思えます。三角形の土地が駐車場でカーポートが建ってしまっていて、車が2台止められるようになっています。コンクリートで舗装されていますし、私も農地パトロールではB判定で報告していると思えますが、ご覧のようにこれは農地には復元できないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 事務局にお尋ねしますが、家が建っていて隣に車庫が建っている訳ですけど、非農地証明というのどういう理解なのですか。畑を宅地に変えることではないのですか。ただ非農地ということが出来るものなのですか。

事務局 状況としましては現状に応じて非農地証明を行って、宅地等に地目変更をするということで認識しております。結局の所、所有権移転を含んでということでしたら、5条という形で出てくるのでしょうかけれども、本人申請ということで非農地か4条ということですが、本人の都合によって、まずは非農地として証明をして、地目変更の手続きを行うということです。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

階本推進委員 もう一度確認します。確かにこれを見ると車庫になっています。車庫と言っているのに、これが非農地証明というのは、私は違うと思えます。少なくとも、きちんと登記簿謄本で畑や田んぼであるなら、それをとりあえずまず宅地としてすべきではないですか。それを、いきなりすぐ非農地なんて、何でもこれは非農地だということで証明が出来るということは、私はちょっと。そう思われませんか。そういう証明で良いのですか。そうではなくて、あれは現状車庫だから登記簿を宅地に変えましたということが自然ではないのでし

ようか。非農地証明というのは、ちょっと私は違うと思うのですが。

事務局 登記はこちらでは変えられません。だから、畑から宅地等に変えるための届けです。ここで、非農地という証明が無いと地目変更の登記は出来ないという事になっています。確認したところ、登記簿上は畑であり、農地のままで、車庫が建っています。現況が車庫になっているのは課税上のもので、税務部署が確認して課税は車庫になっている。宅地並みになっているということです。ただ、登記簿上が畑なので登記するために、非農地証明をしなくてはならないということでの届出です。

階本推進委員 そうすると、宅地として登記はされないということですか。

事務局 ですから、登記するための届出です。農地ではないと証明するものです。

階本推進委員 するためだったら、畑を宅地に変えるというのが普通ではないですか。

事務局 ですので、宅地等に変えるために非農地証明がいるのです。登記簿での地目を変えるためです。

会 長 ちょっといいですか。こういう案件は、例えば4条で始末書を付けて出した方が良くということではないですか。

事務局 そういう方法もあります。ただ、今回の場合は非農地証明ということで、行政書士を通じて提出があったという状況です。

湯淺推進委員 よろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

湯淺推進委員 非農地証明が出ておられる●●●●さんという方は、●●●県にお住まいですね。申請地は昭和から車庫として利用していると書いてありますが、これはどなたが利用しているのでしょうか。

事務局 書士さんに聞いた所ですと、この●●●さんという方は申請地の家屋等があるのですけれども、申請者は娘さんということで聞いております。

湯淺推進委員 実際に住んでおられる方は、その娘さんということですか。

事務局 いえ、所有者は●●●さんですが、住んでおられる方は別のところのようです。なので、申請はこの非農地証明ということで、その後に名義変更ということになるでしょう。家屋の所有権移転と併せて行うことになってくるのではなかとと思います。

会 長 はい、どうぞ。

湯浅推進委員 事務局にお聞きしますが、さっきの5条では始末書が付いていましたが、非農地の場合は始末書はいらないのですか。

事務局 始末書というのは、通常は出していただくのが妥当ですが、その状況を記した顛末書ということで申請書の方に詳細記載がございます。

湯浅推進委員 そうすると、非農地で出した方が良いということですか。始末書がいらないのなら。

会 長 はい、どうぞ。

階本推進委員 まず畑を宅地に変えないといけませんよね。それが、本来の姿ではないですか。もう建物が建っていて、それを非農地証明で済ませるなんて、私はそれは農業委員会としては正当ではないと思います。私はそう思います。以上です。

会 長 他にご意見ございますか。はい、事務局どうぞ。

事務局 もう少し踏み込んで言わせていただきますと、書士さんから聞いた所によると、この農地は家屋も併せて所有権移転を行う予定ということですが、まだどなたの資産になるかが決定していないために5条等の申請が出来ない。そのために、非農地証明を取得したのちに併せて登記するとの事でした。

会 長 はい。他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 色々、問題課題があろうかと思いますが、とりあえず採決を取りたいと思います。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

《 跡市町 》

会 長 次に議案第4号「非農地証明の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、野田推進委員は今日お休みですから、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは3番です。農地の所在は跡市町●●●番、登記簿が田で現況が山林、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、登記簿が田で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。非農地事由

としましては、父親が管理していた頃から花木の管理が高齢化にともない困難となった為、現地が山林化して農地への復旧が出来なくなった。また、自身は転勤族の為、農業への従事が困難であり、農地を管理することが出来ない為、現況に合わせて地目変更を行いたいとのことで、非農地証明の申請を提出されました。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 位置図は 8 ページをご覧ください。申請地は、中央を流れる目田川を渡り、跡市地域●●●●●●の●●●、斜線部分に位置します。野田推進委員さんと、所有者の川上豊さんと 3 人で現地確認を行いました。写真も、写真の 3 ページにございます。現地は、先代の頃から花木の管理が困難となって山林化しており、農地の復旧が出来ない状態です。また、申請人の●●●●さんは転勤族のため、今後も農業への従事が困難で農地としての管理が出来ず、本人が現況に合わせて登記するとして、非農地証明の申請を出されることはやむを得ないと思います。周りへの影響も問題無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 3 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（一括方式）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。1 枚めくっていただくと集計表がございます。詳細については 2 ページ目からご覧下さい。番号は 1 番。農地の所在は松川町●●●番、地目

は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、貸借期間が令和4年9月1日から令和9年12月31日、5年4ヶ月です。使用貸借で中間管理事業です。次に2番。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は畑、貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日、10年4ヶ月です。賃貸借で10a当り●●●円です。次に3番。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日、10年4ヶ月です。賃貸借で10a当り●●●円です。次に4番。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日、10年4ヶ月です。賃貸借で10a当り●●●円です。次に5番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●-●●●-●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日、10年4ヶ月です。対価は物納で●●●番は10aあたり●●●、●●●番●●●、ともに●●●です。次に6番。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●-●●●-●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日、10年4ヶ月です。対価は物納で●●●番は10aあたり●●●、●●●番は●●●、ともに●●●です。次のページからは位置図が添付してございますので、ご確認

ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　意見第 2 号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。先ほどと同じように 1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。番号は 1 番です。農地の所在は松川町八神●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●●市●●●町●●●番地です。期間は 5 年で、使用貸借でございます。次のページから位置図が付いていますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されまし

たので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 8、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 はい。令和 4 年度第 4 回農業委員会総会における疑義ということでございます。資料をご覧ください。まず、5 条申請にかかる農地転売に関する確認についてです。前回の委員会において都野津町●●●番及び●●●番の土地、地権者が●●●●で所有権移転を行った●●●●氏へ不当な農地転売ということになるのではないかという疑義でございました。当該土地は、29 江農委第 5-24 号で平成 30 年 1 月 22 日に 5 条の転用許可書を交付しております。これは、建売住宅を販売するために取得しています。今回、建物を建てる前に土地を購入したいということがあって、販売をしたということが農地転売ということになるのではということで、問題点としては、取得時に地目変更登記を行わずに整地後も放置していたということであったため、行政書士を通して建築目的で取得した農地は速やかに地目変更登記を行うようお願いをいたしました。もう一点ですが、太陽光発電の設置に関する転用実態についての確認です。事務局において、平成 28 年から令和 3 年までの 6 年間に渡って申請のあった案件について確認を行いました。ご覧のとおりですが、平成 28 年は波積町北と後地町の各 1 件というように、年度ごとに数件ずつあり設置実績を全部確認しております。令和 3 年については、予定としましては令和 5 年に完成予定ということで、まだ設置はされていないようです。それまでの部分は、転用届が出ているものに関しては、すべて設置をされておりました。以上、疑義についての報告といたします。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、他に無いようであります。事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 6 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 9 月 21 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 40 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員